

韓国知的財産ニュース 2022年10月後期

(No. 473)

発行年月日：2022年11月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、10月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法の一部改正法律（法律第18998号）
- 1-2 商標法の一部改正法律（法律第18999号）
- 1-3 特許法の一部改正法律（法律第19007号）
- 1-4 「特許法施行規則」の改正令（案）の立法予告
（特許庁公告第2022-249号）
- 1-5 「商標法施行規則」の改正令（案）の立法予告
（特許庁公告第2022-250号）
- 1-6 「デザイン保護法施行規則」の改正令（案）の立法予告
（特許庁公告第2022-251号）
- 1-7 発明振興法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2117941）
- 1-8 産業デザイン振興法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2117942）
- 1-9 「特許料等の徴収規則」の一部改正令（案）の立法予告
（特許庁公告第2022-247号）
- 1-10 特許法・商標法・デザイン保護法の同時改正に伴って特許等の
過誤納手数料の返還請求期間、3年から5年に延長！

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、オンライン国際出願の説明会を開催
- 2-2 リュ・ドンヒョン新任特許庁次長
- 2-3 韓国特許庁、米国の特許訴訟ディスカバリー制度の紹介および
対応・活用方法の説明会を開催
- 2-4 韓国特許庁・化粧品業界、知的財産分野の現場懇談会を開催
- 2-5 韓国特許庁、10月19日から産業財産権診断機関を募集
- 2-6 韓国特許庁、仁川の中小企業・小規模事業者向け知的財産懇談会を開催
- 2-7 韓国特許庁、特許基盤研究開発支援企業の現場の声を聴取

- 2-8 (説明資料) 韓国政府は半導体審査人材の増員に共に取り組んでいます
- 2-9 2022年下半期特許庁積極行政の優秀事例は？
- 2-10 韓国特許庁、人工知能基盤特許行政高度化の第一歩を踏み出す
- 2-11 韓国特許庁傘下機関の韓国特許戦略開発院、大田移転の看板上掲式を開催
- 2-12 WIPOと共同で知的財産専門家認証教育を実施

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 商標・デザインの先進5庁、発足10周年記念共同宣言文を採択

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法の一部改正法律(法律第18998号)

電子官報(2022.10.18.)

国会で議決されたデザイン保護法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022年10月18日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第18998号

デザイン保護法の一部改正法律

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第87条第3項中「3年」を「5年」に改める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布の日から施行する。

第2条（登録料及び手数料の返還に関する適用例） 第87条第3項の改正規定は、この法律の施行当時に従前の規定による返還請求期間が経過していない登録料と手数料に対しても適用する。

改正理由及び主要内容

現行法によると、特許庁長又は特許審判院長は、デザイン登録料及び手数料が過誤納付された場合等にはその事実を納付した者に通知し、納付した者の請求によってそれを返還する一方、返還請求は、通知を受けた日から3年が過ぎればできないように規定されている。

ところが、特許庁がデザイン登録料等に対する返還通知をしても、返還請求期間に間に合わなかった等の理由で返還対象のデザイン登録料等を返してもらえない事例が多数発生しているのが実情である。

そのため、デザイン登録料及び手数料の返還請求期間を現行の3年から5年に延長することで、デザイン登録料及び手数料を納付した者の権利を手厚く保護しようとするものである。

<法制処提供>

1 - 2 商標法の一部改正法律（法律第 18999 号）

電子官報（2022. 10. 18.）

国会で議決された商標法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022 年 10 月 18 日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第 18999 号

商標法の一部改正法律

商標法の一部を次のように改正する。
第79条第3項中「3年」を「5年」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布の日から施行する。

第2条（商標登録料及び手数料の返還に関する適用例）第79条第3項の改正規定は、この法律の施行当時に従前の規定による返還請求期間が経過していない商標登録料と手数料に対しても適用する。

改正理由及び主要内容

現行法によると、特許庁長又は特許審判院長は、商標登録料及び手数料が過誤納付された場合等にはその事実を納付した者に通知し、納付した者の請求によってそれを返還する一方、返還請求は、通知を受けた日から3年が過ぎればできないように規定されている。ところが、特許庁が商標登録料等に対する返還通知をしても、返還請求期間に間に合わなかった等の理由で返還対象の商標登録料等を返してもらえない事例が多数発生しているのが実情である。

そのため、商標登録料及び手数料の返還請求期間を現行の3年から5年に延長することで、商標登録料及び手数料を納付した者の権利を手厚く保護しようとするものである。

<法制処提供>

1－3 特許法の一部改正法律（法律第19007号）

電子官報（2022.10.18.）

国会で議決された特許法の一部改正法律をここに公布する。

大統領 ユン・ソンニョル

2022年10月18日

国務総理 ハン・ドクス

国務委員及び産業通商資源部長官 イ・チャンヤン

法律第19007号

特許法の一部改正法律

特許法の一部を次のように改正する。
第84条第3項中「3年」を「5年」に改める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布の日から施行する。
第2条（特許料等の返還に関する適用例） 第84条第3項の改正規定は、この法律の施行当時に従前の規定による返還請求期間が経過していない特許料と手数料に対しても適用する。

改正理由及び主要内容

現行法によると、特許庁長又は特許審判院長は、特許料及び手数料が過誤納付された場合等にはその事実を納付した者に通知し、納付した者の請求によってそれを返還する一方、返還請求は、通知を受けた日から3年が過ぎればできないようになっている。ところが、特許庁が特許料等に対する返還通知をしても、返還請求期間に間に合わなかった等の理由で返還対象の特許料等を返してもらえない事例が多数発生しているのが実情である。そのため、特許料及び手数料の返還請求期間を現行の3年から5年に延長することで、特許料及び手数料を納付した者の権利を手厚く保護しようとするものである。

<法制処提供>

1 - 4 「特許法施行規則」の改正令（案）の立法予告（特許庁公告第 2022-249 号）

電子官報（2022. 10. 21.）

特許庁公告第 2022-249 号

「特許法施行規則」の改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 10 月 21 日

特許庁長

「特許法施行規則」の改正令（案）の立法予告

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関、団体又は個人は、2022年11月30日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※意見の送り先

一般郵便：特許庁審判政策課

大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）

政府大田庁舎 2 棟 1705 号（〒35208）

電子郵便：etk0110@korea.kr

Fax：042-472-3474

4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁審判政策課（電話 042-481-5583、FAX 042-472-3474）にお問い合わせください。

1-5 「商標法施行規則」の改正令（案）の立法予告（特許庁公告第 2022-250 号）

電子官報（2022.10.21.）

特許庁公告第 2022-250 号

「商標法施行規則」の改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 10 月 21 日

特許庁長

「商標法施行規則」の改正令（案）の立法予告

1. 改正理由

商標審判において充実な証拠調査を奨励するために、証拠調査別の細部規定及び関連書式を独立した規定で管理する方針に従い、現行の施行規則に基づいた証拠調査申請関連書式を訓令に定める代わりに、書式の委任根拠を本文に設けようとするものである。

第75条第4項及び第5項をそれぞれ削除する。

第79条を次のように改める。

第79条（証拠調査及び証拠保全の申請）①法第145条第1項により、証拠調査や証拠保全を申請しようとする者は、特許審判院長が定める申請書を特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

②代理人によって手続きを踏む場合は、第1項による書式にその代理権を証明する書類を添付しなければならない。

附 則

第1条（施行日）この規則は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条（証拠調査の申請に関する経過措置）この規則の施行前に従前の第75条第4項及び第5項、第79条第1項及び第2項により「特許法施行規則」の別紙第33号書式の審判事件申請書を通じて証人尋問、現場検証又は証拠保全を申請した者は、第79条第1項及び第2項の改正規定に基づき、特許審判院長が別途に定める書式に従って申請したものとみなす。

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関、団体又は個人は、2022年11月30日までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※意見の送り先

一般郵便：特許庁審判政策課

大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）

政府大田庁舎 2 棟 1705 号（〒35208）

電子郵便：etk0110@korea.kr

Fax：042-472-3474

4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁審判政策課（電話 042-481-5583、FAX 042-472-3474）にお問い合わせください。

議案番号：2117941

提案日：2022年10月26日

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査の経過
発明振興法の一部改正法律案	2103971	ウ・ウォンシク 議員	2020. 9. 17	ー第382回国会（臨時会）第3次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021. 2. 23.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 ー第392回国会（臨時会）第1次産業通商資源特許小委員会（2022. 1. 5.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
	2113490	イ・ジュファン 議員	2021. 11. 23	ー第397回国会（臨時会）第5次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 5. 19.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 ー第400回国会（常会）第1次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 5.）に上程 ー第400回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 20.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）

- イ. 第400回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 20.）で上記2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。
- ロ. 第400回国会（常会）第4次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022. 9. 22.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、2件の法律案はそれぞれ本会議に

付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決した。

代案提案の理由及び主要内容

現行法では、使用者と従業員間の職務発明の完成及びその発明に対する承継意思の通知は、文書で行うように規定しているにもかかわらず、職務発明関連紛争の調停や調停の拒否・中止関連条項では文書という表現の代わりに書面で通知するよう規定し、文書と書面を混用して使用している。これは、同一の事案に対して通知の方式を異にして規定することで、当事者間に混乱を招くだけでなく、電子文書が一般化している時代の変化をしっかりと反映していないという指摘がある。

また、司法警察管理の取締り事務の支援に関する保護院の業務範囲が商標権の侵害等だけに限られていて、特許権・デザイン権の侵害及び営業秘密の取得・使用・漏洩に関する取締り事務の支援に向けた法的根拠が足りず、これに対する捜査の支援が難しいという問題が提起されている。

したがって、職務発明関連通知は電子文書を含めた書面に統一し、韓国知識財産保護院が商標権の侵害だけでなく、特許権・デザイン権の侵害等に対する取締り事務も支援できるようにしようとするものである（案第12条、第13条、第15条、第16条の2及び第55条の3第1項第5号の2）。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第12条前段中「文書で」を「書面（『電子文書及び電子取引基本法』第2条第1号による電子文書を含む。以下同じ。）で」に改める。

第13条第1項本文、第15条第2項・第4項及び第16条の2第4項中「文書で」をそれぞれ「書面で」に改める。

第55条の3第1項に第5号の2を次のように新設する。

5の2. 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第5条第38号の2による特許権・専用実施権の侵害、不正競争行為、営業秘密の取得・使用・漏洩及びデザイン権・専用実施権の侵害に関する取締り事務の支援

附 則

この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。ただし、第55条の3第1項第5号の2

の改正規定は、公布の日から施行する。

1-8 産業デザイン振興法の一部改正法律案（代案）（議案番号：2117942）

議案情報システム（2022.10.26.）

議案番号：2117942

提案日：2022年10月26日

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査の経過
産業デザイン 振興法の 一部改正法律 案	2101027	ユン・ハノン 議員	2020.6.25.	<ul style="list-style-type: none"> －第380回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2020.7.28.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第400回国会（常会）第1次産業通商資源特許小委員会（2022.9.5.）に上程 －第400回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2022.9.20.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
	2101895	政府提出	2020.7.14.	<ul style="list-style-type: none"> －第382回国会（常会）第4次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2020.9.18.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 －第400回国会（常会）第1次産業通商資源特許小委員会（2022.9.5.）に上程 －第400回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2022.9.20.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）

- イ. 第400回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2022.9.20.）で上記2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。
- ロ. 第400回国会（常会）第4次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022.9.22.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、2件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決した。

代案提案の理由

国民生活及び企業活動と密接に関わっている届出・問い合わせの処理手続きを法令に明確に規定することで関連問い合わせの透明かつ迅速な処理と担当行政機関の積極行政を誘導するために、産業デザインに関する開発・調査・分析・諮問等を専門とする会社が先端開発技法の指導、創業保育施設の設置・運営及び高価装備の共同使用等の支援を受けるために届出又は変更届出をする場合、産業通商資源部長官は一定期間内に届出受理の可否を届出人に通知するようにし、その期間内に届出受理の可否や処理期間の延長を通知しなかった場合は、届出を受理したものとみなす制度を導入しようとするものである。

代案の主要内容

- イ. 産業デザイン専門会社の変更届出の根拠を新設する（案第9条第2項）。
- ロ. 産業通商資源部長官が産業デザイン専門会社の届出又は変更届出を受けた日から14日以内に届出受理の可否を届出人に通知するようにし、届出受理の可否又は処理期間の延長を通知しなければ、その期間が終わった翌日に届出を受理したものとみなすことにする（案第9条第3項・第4項）。

法律第 号

産業デザイン振興法の一部改正法律案

産業デザイン振興法の一部を次のように改正する。

第9条第2項に後段を次のように新設する。

届け出た事項を変更しようとする場合も、同様である。

第9条第3項を第5項とし、同条に第3項及び第4項をそれぞれ次のように新設し、同条第5項（従前の第3項）中「届出」を「届出又は変更届出」とする。

③産業通商資源部長官は、第2項による届出又は変更届出を受けた日から14日以内に届出受理の可否を届出人に通知しなければならない。

④産業通商資源部長官が第3項に定めた期間内に届出受理の可否又は問い合わせ処理

関連法令による処理期間の延長を届出人に通知しなければ、その期間（問い合わせ処理関連法令により処理期間が延長又は再延長された場合は、当該処理期間をいう。）が終わった日の翌日に届出を受理したものとみなす。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後1か月が経過した日から施行する。

第2条（支援を受けようとする産業デザイン専門会社の届出に関する適用例） 第9条第3項及び第4項の改正規定は、この法律の施行後に届出又は変更届出をする場合から適用する。

1 - 9 「特許料等の徴収規則」の一部改正令（案）の立法予告（特許庁公告第 2022-247 号）

電子官報（2022. 10. 26.）

特許庁公告第 2022-247 号

「特許料等の徴収規則」を改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 10 月 26 日

特許庁長

「特許料等の徴収規則」の一部改正令（案）の立法予告

1. 改正理由

商標法（第 55 条の 2 再審査請求及び第 116 条拒絶決定に対する審判）、特許法（第 52 条の 2 分離出願）の改正によって手数料の体系を改編し、審判事件と同一に審判官合議体が請求項別に処理する特許取消申請に基本料と請求項別加算料体系を導入し、説明会の録取ファイル、動画の証拠等多様な審判記録に対するコピーの手数料を賦課し、制度運営上の不備の改善及び期限が到来した一時的規定の期間を延長して出願人及び権利者の權益を図ろうとするものである。

2. 主要内容

イ. 商標法の改正（第 55 条の 2 再審査請求、第 116 条拒絶決定に対する審判）による手数料の賦課

1) 特許、デザイン等の登録拒絶決定に対して再審査請求時に賦課される手数料との衡

平を図るため、商標の再審査請求にも手数料を賦課する（案 § 5①7 の 2 新設）

2) 拒絶決定された指定商品の一部に対して拒絶決定不服審判を請求できるため、審判請求した商品類数を基準に手数料を算定する（案 § 5③1 イ、 § 5③1 ロ）

ロ. 特許法の改正（第 52 条の 2 分離出願）による手数料の賦課

拒絶決定不服棄却審理決定に対して拒絶決定がされなかった請求項に対して別途の出願で申請する分離出願制度の導入による手数料を算定する（案 § 2①3 の 2、 § 3①2 の 3 新設）

ハ. 特許公衆審査制度である特許取消申請の手数料体系の改編

特許取消申請の際に、審判請求料と同一の方式で基本料に請求項別の加算料を合算して手数料を算定する一方、公衆審査である点を考慮して審判請求料の 1/3 水準に策定して不実な取消申請及び申請乱用の誘発を抑える（案 § 2③3 イ目、ロ目、 § 3③3 イ目、ロ目新設）

ニ. 説明会の録取ファイル、動画の証拠等審判記録に関する手数料の算定

現行、「特許料等の徴収規則」上、口頭審理の録取テープ以外に、録取ファイル、動画等マルチメディアファイルに対するコピーの手数料の規定がないため、関連手数料の算定が必要である（案 § 6①9）

ホ. 制度運営上の不備の改善及び一時的規定の延長

1) 災害発生の際に特許料等の手数料の減免対象者を、実質的に直接被害を受けた個人及び企業に範囲を明確化し、被害と直接的な関係がない個人・企業に利益が与えられる不合理性を防ぐ（案 § 13①）

2) 複雑であった従前の規定の条文を別表の形式に簡素化する過程で発生する重複事項の除去及び誤認して解釈されるおそれがある内容を明確化することで事前に防ぐ（案[別表 5]）

3) 中小企業の特許創出活動の促進（知的財産ポイントの付与）及び電子登録証発行の奨励（登録証電子文書から発行する場合、1 万ウォンを差し引く）のために導入された一時的規定の施行期間を延長する（案 § 7 条の 2①、 § 8⑦1）

[別表 5] 第 1 号の減輕率の出願料、審査請求料、最初 3 年分の特許料・登録料欄を次のようにする。

100 分の 85（1 号イ目、ロ目）
（出願料は権利類型別に年間 20

円）

100 分の 70（1 号ハ目）
（出願料は権利類型別に年間 20

円）

[別表 5]備考中「デザイン」・手続き別（出願、審査請求、権利の設定登録）」を「デザイン」に改める。

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2022年12月5日までに国民参加立法センター（<http://opinion.lawmaking.go.kr/>）の統合立法予告を通じて法令案を確認してから意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：特許顧客政策課長）に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟特許庁情報顧客政策課（〒35208）

電子郵便：csw74@korea.kr

Fax：042-472-3460

4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁情報顧客政策課（電話 042-481-8336）にお問い合わせください。

1-10 特許法・商標法・デザイン保護法の同時改正に伴って特許等の過誤納手数料の返還請求期間、3年から5年に延長！

韓国特許庁（2022.10.18.）

「過誤納の手数料、全額返還されるまで…」

特許法・商標法・デザイン保護法の同時改正により、出願人および権利者の過誤納となった手数料の返還請求期間が2022年10月18日火曜日から、現行の3年（※）から5年に延長される。

※特許法第84条（特許料等の返還）特許料及び手数料の返還請求権は、返還通知を受けた日から3年が経過すれば消滅し、未返還金は国庫に帰属する。

これまで、過誤納付され、手数料の返還請求期間が3年経過し、国庫に帰属した特許等の手数料は、年平均約2億5,000万ウォン程度であることが明らかになり、主体別にその金額と件数（2018年基準）を見ると、中小企業が1億4,100万ウォン（1,926件）、韓国

内個人が1億1,700万ウォン(2,657件)、中堅企業が1,500万ウォン(176件)の順と、個人と中小企業の割合が過誤納付された金額全体の84.9%を占めていると分析された。

このような過誤納付が発生する原因は、手数料の計算額を超えて納付(例:出願時に85%減免対象であるが、70%減免された金額で納付)するか、共同権利者一人が登録料を納付したにもかかわらず、他の権利者が登録料を重複して納付するなど、多様であると把握された。韓国特許庁は、これまで特許顧客が過誤納付した手数料を返還するために、出願人が返還される口座を事前に登録すれば特許庁が職権でその手数料を返還する制度(職権返還制度、2019年1月施行)を施行し、モバイル電子告知を導入(2021年11月)して個人出願人が携帯電話で手軽に返還を申し込めるよう(※)利便性を向上させた。一方、2021年11月には、特許路(www.patent.go.kr)にログインした場合、初画面に返還対象件数の表示および口座検証機能を導入するなどの「特許路」の手数料返還機能を改善するなど、さまざまな取り組みを継続して進めてきた。

※手数料返還対象案内書:返還されていない対象件に対して返還満了日と返還申込方法を案内する

手数料を過誤納付した場合、出願人および権利者は、「特許路」に接続した後、「手数料返還申込」欄に特許顧客番号を入力して返還対象の内訳を確認することができ、確認後、オンラインで特許路を通じて返還を直接申し込むか、オンラインへの接続が困難な出願人や権利者であれば、「返還申込書」(※)を作成して郵便やファックスを通じて申し込むことができる。

※「特許料・登録料と手数料及び登録税の返還要領」「別紙2」の特許料・登録料と手数料の返還申込書

今回の法律の一部改正と関連し、特許庁長は「手数料の返還請求期間が現行の3年から5年にさらに2年延長されただけに、手数料納付者の権益がより手厚く保護されることを願う」とした上で、「これからも過誤納付された特許料(登録料)および出願料等の手数料が未返還され国庫に帰属することなく、納付者に全額返還されるよう多様な方法を模索していきたい」と述べた。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、オンライン国際出願の説明会を開催

韓国特許庁(2022.10.16.)

海外で知的財産権を取得するための権利別の国際出願制度を案内

韓国特許庁は、一般人、弁理業界の従事者、企業の知的財産権担当者などを対象に「オンライン国際出願説明会」を10月20日木曜日午後3時に開催する。

特許や商標等の知的財産権は、登録された国でのみ権利行使をすることができる（属地主義原則）ため、海外進出を準備している韓国企業にとって、海外の知的財産権を迅速に確保するのは非常に重要である。

国際出願制度は、一つの国際出願書を提出すれば、諸外国に同時に出願した効果を付与する制度で、今回の説明会は積極行政の一環として知的財産権の権利を確保するために必要な情報を提供し、国際出願を準備している特許顧客に実質的に役立つ支援を行う計画である。

主な内容は、特許協力条約（PCT）国際出願¹制度の案内、商標に関するマドリッド国際出願²制度の案内、デザインに関するハーグ国際出願³制度の案内、国際出願書作成時の注意事項、国際出願制度の最新変更事項、質疑・応答の順に1時間30分間行われる予定である。

特許庁の情報顧客支援局長は「ポストコロナ時代を迎え、韓国企業がより積極的に海外に進出すると予想される。それを受け、特許庁は、韓国企業のコア技術およびデザインなどが海外でも知的財産権として保護されるよう、国際出願の重要性を知らせるために多角的な努力をしていきたい」と述べた上で、国際出願に関心のある方々の多くの参加を呼びかけた。

説明会は、ビデオ会議プログラムのズーム（Zoom）で行われ、参加を希望する方は特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）を参照して10月19日水曜日までに参加申込書を提出すればよい。関連の問い合わせは特許庁国際出願課（042-481-5194）で受け付けている。

¹ PCT（Patent Cooperation Treaty）国際出願：一つの特許願書でPCT条約に加盟している複数の国に出願した効果を付与する制度（2022年10月基準156か国が加盟）

² マドリッド国際出願：一つの商標願書でマドリッド議定書に加盟している複数の国に出願した効果を付与する制度（2022年10月基準128か国が加盟）

³ ハーグ国際出願：一つのデザイン願書でハーグ協定に加盟している複数の国に出願した効果を付与する制度（2022年10月基準94か国が加盟）

2-2 リュ・ドンヒョン新任特許庁次長

韓国特許庁 (2022. 10. 17.)

リュ・ドンヒョン新任特許庁次長

韓国政府は10月17日、新任の特許庁次長としてリュ・ドンヒョン（柳東賢、54歳）化学生命技術審査局長を任命した。リュ次長は第26回技術考試で公職に入り、特許審査企画課長、審判政策課長、特許法院技術審理官、特許審判院審判長、機械金属技術審査局長などの要職を歴任した。

リュ次長は、特許審査・審判の実務経験が豊富なだけでなく、審査・審判政策を総括する特許審査企画課長と審判政策課長をすべて経験した知的財産行政の専門家である。特許出願第3位の国への飛躍、迅速かつ正確な審査・審判サービスの提供、コア特許の創出・活用強化など、特許庁の主要課題をリードしていく適任者として認められている。

リュ次長は、穏やかな性格で、和やかで気楽に職員たちに接して職員から厚い信望を受けており、コミュニケーションする管理者という評価である。

技術考試第26回、1968年生まれ、慶尚北道安東、安東中央高校、弘益大学電子工学科、特許庁ディスプレイ審査チーム長、特許審査企画課長、審判政策課長、特許審判院審判長、機械金属技術審査局長、化学生命技術審査局長

2-3 韓国特許庁、米国の特許訴訟ディスカバリー制度の紹介および対応・活用方法の説明会を開催

韓国特許庁 (2022. 10. 17.)

米国での特許訴訟時の対応方法をご案内します！

韓国特許庁は、「米国の特許訴訟時のディスカバリー制度（※）の対応・活用方法説明会」を10月21日金曜日午後2時にソウルで開催する。

※裁判開始前に訴訟当事者が訴訟と関連する資料を提供する制度

最近、韓国企業に対する米国内での特許訴訟の提起（※）が増加して海外訴訟リスクが高まっている中、米国の特許訴訟の必須手続きであるディスカバリー制度に不慣れな韓国企業が訴訟の初期対応に困っている。そのため、特許庁は、米国で特許訴訟時に企業が直

面するディスカバリー制度に対する理解を深め、効果的な対応戦略案を提示するために今回の説明会を設けた。

※韓国企業の米国での特許訴訟被提訴件数：(2019年) 127件→(2020年) 160件→(2021年) 192件

説明会は、特許庁の産業財産保護政策課長の知的財産訴訟でのディスカバリー制度の説明を初めに、ムン・ヒョンジン弁理士が米国の特許訴訟手続きでのディスカバリー制度を紹介し、シム・ジェフン外国弁護士がディスカバリー制度に対する効率的対応および戦略的活用方法を提示する予定である。誰でも無料で参加することができ、参加の申し込みや詳細は韓国知識財産保護院のウェブサイト (www.koipa.re.kr) から確認できる。

2-4 韓国特許庁・化粧品業界、知的財産分野の現場懇談会を開催

韓国特許庁 (2022. 10. 18.)

化粧品産業の持続成長、知的財産から答えを探す

韓国特許庁は、積極行政の一環として10月18日に化粧品業界の主要企業の知的財産(IP)担当・関係者との現場懇談会を韓国知識財産センター(ソウル)で開催したと発表した。今回の懇談会は、昨年過去最大の輸出実績(※)を達成した化粧品業界の知的財産関係者の労苦を励まし、化粧品産業の持続成長に向けて知的財産の競争力強化方策を模索する場である。

※化粧品の輸出額(食品医薬品安全処)：(2017) 50億ドル→(2019) 66億ドル→(2021) 92億ドル

懇談会には、化粧品業界の大・中堅・中小企業を代表してLG生活健康、アモーレパシフィック、韓国コルマーホールディングス、HAVE&BE、Baram International、Perenne Bellの知的財産関係者が参加した。参加者は、機能性化粧品の需要増加(※)に伴う基礎素材・基礎技術に対するコア特許の先取りやKブランドの無断先取りおよび偽造品等の知財権侵害による紛争の論点など、業界の隘路事項を提起し、知的財産政策・制度を改善するための業界の建議事項を伝えた。

※機能性化粧品の生産実績(食品医薬品安全処)：(2020) 4兆5,325億ウォン→(2021) 4兆9,891億ウォン

特に、参加者は、韓流ブームに伴う外国企業等による韓国企業商標の無断先取り(※)とオンラインを通じた偽造品の流通実態の深刻さを強調し、被害防止に向けた取り締まりの強化を求めた。これに対し、特許庁は、韓国企業商標の無断登録防止および偽造品流通

の被害防止に向けたオンラインモニタリング強化努力(※※)と被害発生時の対応支援事業(※※※)を案内し、特許官の新規派遣、海外知的財産センターの改編など、韓国企業に対する現地での支援強化対策を紹介した。

※韓国化粧品企業商標の海外無断先取り摘発件：(2019) 206 件→(2020) 754 件→(2021) 952 件

※※

①海外商標の無断先取り実態調査・情報提供：(2015) 中国→(2019) ベトナム追加→(2020) タイ追加→(2021) インドネシア追加→(2022) シンガポール追加

②海外オンライン偽造品モニタリング：(2021) 知財権紛争対応センターのモニタリング→(2022～) 民間のモニタリングサービス追加

※※※異議申立て・無効審判の支援、行政取り締まり、民事・刑事訴訟コンサルティングなど

特許庁長は「化粧品業界の成果を持続的に拡大するためには、競合他社と後発走者の市場参入を困難にする海外知的財産権の確保と紛争予防が何より重要だ」とし、「特許庁は世界市場で韓国の技術と商品をしっかり保護するために、コア特許の確保、海外商標の無断先取りおよび偽造品の根絶、紛争対応などの対策を強化するなど、化粧品業界の知的財産競争力の向上に対して支援を惜しまない考えだ」と表明した。

特許庁は、今後も知的財産政策の需要者である企業が直面する問題を迅速に解決するために、現場とより緊密にコミュニケーションして産業界が実感できるよう規制を大胆に改善し、知的財産サービスの質を向上させていく計画である。

※INNOBIZ 協会会員企業(6月10日)、LG 特許協議会(9月14日)、SK グループ(9月27日)、化粧品業界(10月18日)、サムスングループ(11月)、中小企業中央会会員企業(11月)、製薬業界(11月)、ベンチャー企業協会会員企業(12月)などの懇談会を実施

2-5 韓国特許庁、10月19日から産業財産権診断機関を募集

韓国特許庁(2022.10.19.)

特許の調査・分析を依頼した中小企業に税額控除の特典を提供

韓国特許庁は、特許の調査・分析専門機関である産業財産権診断機関(以下「診断機関」)を10月19日から募集すると発表した。診断機関は、関連制度(※)を設けてから(2020年)現在まで235か所(※※)が指定されており、有望技術を先取りするための特許確保戦略の提供、先行特許の調査、競合他社の特許分析業務などを遂行することで企業・大学・公共研究機関等の研究開発の重複投資を防止し、優秀特許の創出を支援している。

※産業財産権診断機関の指定及び運営に関する規定

※※専用のオンラインシステム (<https://biz.kista.re.kr/ipams/>) で全体リストを確認できる

診断機関に指定されようとする機関は、技術分野（※）別の専門人材、専用空間の施設・装備、セキュリティー体系などの要件を備えてオンラインシステム (<https://biz.kista.re.kr/ipams/>) を通じて申込書を作成・提出（～11月4日）する必要がある。特許庁は申込書を提出した機関に対する書類審査および立入検査を経た後、審議委員会を通じて診断機関を指定する計画である。

※電気・電子、機械・金属、化学・生命、情報通信の4つの技術分野

一方、中小企業は診断機関から特許の調査・分析を受けて発生した費用に対し、税額を控除（最低25%）してもらえる（※）。

※「租税特例制限法施行令」別表6の1号ト目

特許庁の産業財産政策局長は「診断機関の拡大指定は、税額控除の導入によってより多くの中小企業からの参加を誘導し、中小企業の知的財産能力を強化するにも意義がある」とし、「特許の調査・分析が活性化し、それを活用する中小企業の研究開発の結果が有効な特許として導き出される環境が作られることを願う」と述べた。

診断機関指定への申し込みに関する詳細は、専用のオンラインシステム (<https://biz.kista.re.kr/ipams/>)、特許庁 (www.kipo.go.kr→告示/公告)、韓国特許戦略開発院 (www.kista.re.kr→事業公告) のウェブサイトから確認できる。

2-6 韓国特許庁、仁川の中小企業・小規模事業者向け知的財産懇談会を開催

韓国特許庁 (2022. 10. 19.)

中小企業と小規模事業者の現場の声を傾聴し、隘路事項の解決策を議論する

韓国特許庁は、10月19日水曜日午後2時に、仁川の中小企業と小規模事業者を対象に知的財産懇談会を仁川で開催すると発表した。懇談会には産業通商資源中小ベンチャー企業委員会の委員長も参加し、中小企業と小規模事業者が直面している知的財産関連の隘路事項を聴取し、解決策を議論する。

特許庁は、仁川市、韓国発明振興会、仁川商工会議所の知的財産関係者と共に中小企業の海外特許取得費用と維持費用の負担軽減および小規模事業者の商品盗用、商標紛争の対応に対する解決策を議論する。

特許庁長は「厳しい状況の中でも地域を発展させるためには、中小企業と小規模事業者が知的財産を保有し、保有している知的財産を現場で積極的に活用する一方、政府はこのような知的財産を徹底して保護することが重要だ」とした上で、「特許庁は中小企業と小規模事業者が知的財産を通じて安定的に成長し、ひいては海外進出につながるよう支援を拡大していきたい」と述べた。

2-7 韓国特許庁、特許基盤研究開発支援企業の現場の声を聴取

韓国特許庁（2022. 10. 20.）

SPG、特許庁支援事業への参加でコア部品の国産化に成功

韓国特許庁は、10月19日午後3時に、減速機（※）メーカーである SPG を訪問し、企業現場の声を聴取した。この日、特許庁長は国会産業通商資源中小ベンチャー企業委員会長と共に、特許庁の「特許基盤研究開発（IP-R&D）戦略支援事業」の成果のモニタリングおよび特許庁の支援施策と知的財産隘路事項を議論し、生産施設や製品展示室などを見学した。

※モーターにギアを組み合わせて回転速度を落としながら力を伝える部品で、ロボットや工作機械、自動化デバイスなどに使われるコア部品

【特許基盤研究開発（IP-R&D）戦略支援】

研究開発の初期段階で世界中の特許情報を分析し、①企業の当面している問題を解決できる最適な研究開発（R&D）の方向性の設定、②海外特許障壁の克服、③特許技術の空白エリアに対する有望特許の先取りなどを支援

SPG は、特許庁の事業（2020年）を通じて技術開発の方向性と特許紛争対応戦略をサポートされ、特許紛争のおそれのない技術を開発し、「精密減速機」の国産化に成功した。

特許庁長は「海外競争企業の特許障壁を乗り越え、ロボットのコア部品（精密減速機）を迅速に国産化した秘訣は、特許情報の綿密な分析」とした上で、「特許庁は、特許情報を活用したさまざまな支援事業を通じて、技術開発だけでなく事業化段階まで多角的に企業活動を支援していきたい」と述べた。

【報道内容】

10月23日日曜日、Money today「口先だけ『半導体』政府？特許審査官増員要請にも大幅に減らした」の記事で、「韓国特許庁が今後5年間年200人規模の半導体特許審査人材の増員を要請したが、行政安全部・企画財政部が承認した人員は、2年間67人にすぎない」、「行政安全部・企画財政部が噛み合わない」と報道した。

【特許庁の立場】

韓国特許庁は、行政安全部が半導体審査人材として2023年に201人の増員を要請し、全政府機関の人員を削減及び効率化する新政権の保守的な人員運営基調にもかかわらず、行政安全部との協議を通じて67人を増員することに合意しました。

また、行政安全部の協議を通じて確保した67人に対し、現在、企画財政部と緊密に協議しており、企画財政部との協議が完了し次第採用手続きを迅速に進める計画です。

「ソジュ」「キンパ」などが公式商品名称として認定 海外における韓国企業の商標権を保護した事例として最優秀賞を受賞

韓国特許庁は、10月27日午前11時、政府大田庁舎で2022年下半期積極行政の優秀事例の授賞式を開催した。

積極行政の優秀事例は、内部の審査および韓国特許庁積極行政委員会の議決を経て3件が最終選定された。

最優秀賞は「ソジュ」「コチュジャン」「キンパ」など韓国の固有商品名称6件(※)を世界知的所有権機関(WIPO)が認めるニース(NICE)公式商品名称(※※)に登録された事例が受賞した。

※「ソジュ(焼酎)」「コチュジャン(トウガラシみそ)」「テンジャン(韓国みそ)」「マッコリ(韓国伝統の濁り酒)」「キンパ(韓国風のり巻き)」「ハンボク(韓国の伝統衣装である韓服)」

※※世界知的所有権機関が認め、90の加盟国(2022年10月基準)が加盟して活用している国際通用の商品名称

ニース（NICE）公式商品名称に登録されれば、海外で韓国の固有商品名称が無断で商標登録される可能性が低まり、たとえ登録されても、それを無効化する上で重要な根拠として活用することができる。

このような取り組みは、今後韓国の輸出企業が新規登録された商品について海外商標権を確保することに、大いに役に立つものと期待される。

優秀賞は新型コロナウイルスワクチンや治療剤、半導体など国家コア技術の特許審査を迅速に行うために優先審査対象を拡大した事例が選定された。

優先審査を行った場合、半導体特許審査にかかる時間は約 10 カ月短縮（※）され、韓国企業の速やかな特許権の確保が可能になると見込まれる。

※現在約 12.7 カ月→優先審査を行った場合は平均 2.5 カ月を予想

奨励賞は人工知能（AI）技術と民間の専門会社を活用して海外偽造品の取締りを実施した事例が受賞した。

韓国特許庁はこれまで「オンライン在宅モニタリング団」だけで世界的に増加している偽造品の取締りを行ってきたが、これからは民間の専門性に基づき、より多くの国に対する効果的な偽造品の監視が可能になる見通しである。

韓国特許庁長は授賞式で「雨垂れ石を穿つというように、どんな困難でも積極的に取り組みれば解決できる」とし、「従来の規制や政策の限界を克服するために努力して」と述べた。

2-10 韓国特許庁、人工知能基盤特許行政高度化の第一歩を踏み出す

韓国特許庁（2022. 10. 27.）

民間専門家とともに人工知能技術を活用した業務イノベーションの青写真を描く

韓国特許庁は、人工知能（AI）・知的財産関係の産・学・研の民間専門家とともに「人工知能（AI）技術を活用した特許行政イノベーションロードマップ」の策定のための諮問会議を 28 日（金曜）午後 3 時に韓国特許庁ソウル事務所で開催することを明らかにした。

この会議は、韓国特許庁が 9 月から作っている段階的な履行案について深く議論し、意見を収集するために設けられた。

これまで韓国特許庁は審査業務の支援に向けて先行技術（類似特許）および商標・デザイン画像検索、翻訳などに人工知能（AI）技術を取り入れたサービスを開発および活用（※）してきた。

※特許行政分野における活用の現状：人工知能基盤の商標・デザイン画像の検索（2021年～）、類似特許の検索（テスト、2022年3月～）、機械翻訳（2020年～）、請願者の特許相談（2022年～）など

5月には積極行政の一貫として365日24時間知的財産相談サービスを提供するための特許相談人工知能（AI）チャットボットサービスも導入した。

しかし、審査人材が不足している環境が続いており、最近人工知能（AI）技術も急速に発展しているため、内外で新たな観点からの人工知能（AI）技術活用戦略が必要であるという認識が広がった。

これを受け、今後5年間の人工知能（AI）技術活用方向を再検討し、ビジョンおよび目標・推進課題、年度別実施計画を策定する。

主な推進課題としては、(1) 巨大人工知能（AI）モデルを活用して特許文献に特化した言語モデルの構築 (2) 構築した新規言語モデルに基づいて特許・商標検索などの審査サービスの開発および高度化 (3) 人工知能（AI）技術に基づいた方式審査（※）の自動化などがある。

※方式審査：法律で定めている出願・請求人などの手続能力、提出された書類の記載方式および手数料納付事項など手続き上の欠点を確認すること

韓国特許庁の情報顧客支援局長は「この諮問会議を通じて提示された専門家の意見を反映して人工知能の段階的な履行案（AIロードマップ）を修正・補完し、年内に発表する計画」とし、「人工知能（AI）基盤特許行政サービスの高度化のために官民協力を続けていく」と述べた。

2-11 韓国特許庁傘下機関の韓国特許戦略開発院、大田移転の看板上掲式を開催

韓国特許庁（2022.10.28.）

韓国特許戦略開発院、大田時代を開く！

韓国特許庁は、10月28日金曜日午後2時、韓国特許戦略開発院の大田移転を記念する看板上掲式を大田で開催すると発表した。同日の看板上掲式には、韓国特許庁長、大田市長、大田の議員などが参加する。

韓国特許戦略開発院は、2012年に設立された特許庁傘下機関として、研究開発の過程での全周期特許戦略の樹立を体系的に支援することで、国の研究開発を先導する特許戦略専門機関である。国の均衡発展のために「大田移転公共機関」に指定（2021年10月）されて以来、今年9月、本社の住所地をソウルから大田に変更するなどの行政手続きを円滑に完了し、今月から大田で業務を開始した。

※（大田移転機関）韓国特許戦略開発院、気象産業技術院、林業振興院

特許庁長は「大田には特許庁や特許法院、韓国特許情報院、韓国特許技術振興院、大徳研究開発特区があって、韓国特許戦略開発院の移転が大田の知識産業の競争力強化にシナジー効果を生み出すと期待している」とし、「大田地域の雇用創出と地域経済の活性化にも役立つことを願う」と述べた。

2-12 WIPOと共同で知的財産専門家認証教育を実施

韓国特許庁（2022.10.31.）

企業経営に必要な知的財産活用戦略を教えます

韓国特許庁は、世界知的所有権機関（WIPO）と共同で開催する国際知的財産専門家認証課程（AICC）（※）を11月1日から4日まで運営すると発表した。今年で13回目の運営となる（2010年～）専門家認証過程は、発展途上国内の知的財産専門家を対象に知的財産を活用した経営戦略について深化教育を行う課程として、これまで計172か国から12,174人が受講した。今年はオンライン先修課程を受講した28か国1,130人のうち成績優秀者53人を対象者として選抜して運用することになり、新型コロナウイルス感染症のためオンラインで開催する。

※AICC（Advanced International Certificate Course）

今回の課程は、企業経営の面で、知的財産の有効活用と関連する知的財産価値評価および金融、知的財産の事業化戦略、ライセンス戦略、イノベーション経営などの科目で構成され、理論教育だけでなく、事例学習による実務能力の培養に重点を置いている。特に、ライセンス戦略科目では、模擬交渉を行い、結果の比較および講師評価を実施するなど、従来の教育より双方向コミュニケーションを強化した。講義には、米ノースウエスタ

ン大学ロースクールの教授、南アフリカ共和国の弁護士、KAIST 未来大学院の教授など、国内外の有名な知的財産専門家たちが参加する予定である。

特許庁の国際知的財産研修院長は「最近、ウクライナ戦争、物価および為替レートの高騰など、不確実な企業経営環境の中で知的財産によるイノベーション企業の育成が国の持続的な成長をリードできる」とし、「受講生が国際ビジネスの観点で知的財産経営の重要性を認識し、知的財産を活用した企業のイノベーション戦略について議論するなど、自国の知的財産活用戦略の樹立を経験する大切な時間になってほしい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標・デザインの先進5庁、発足10周年記念共同宣言文を採択

韓国特許庁（2022.10.28.）

韓国、次期議長国に選出され来年会合を韓国で開催

韓国特許庁は、10月24日から29日まで、ベルギーのブリュッセルで開催された商標・デザイン分野の5庁協議体（※）の年次会合で5庁が商標・デザイン分野の共同宣言文の採択に合意したことを明らかにした。

※2012年先進5庁（韓国・米国・欧州・日本・中国）の商標・デザイン協議体を発足し、2015年に商標分野（TM5）とデザイン分野（ID5）体制に分離

採択された共同宣言文の内容は以下のとおりである。

商標分野では、ここ10年間5庁が様々な研究課題を通じて中小企業の成長および経済発展に貢献したことを明らかにした。

(1) 環境変化に対応し、透明でアクセスしやすい商標システムの構築 (2) ユーザーの利便性を高めるための5庁間制度の調和 (3) 持続的なユーザーとの協力を決議した。

デザイン分野では、最近、新技術の発達およびデジタルトランスフォーメーションによりデザイン制度のユーザーのニーズが変化している点に注目した。

そこで、(1) 急変する環境に対するデザイン保護制度の対応力の強化 (2) ユーザー向けの質の良いサービスの提供 (3) ユーザーとの交流を通じてデザイン分野の協議体 (ID5) の協力性と活用度の向上を決議した。

また、5月に中国がハーグ協定に加盟したことを受け、世界知的所有権機関 (WIPO) が参観する中、5庁の制度とハーグ国際デザイン出願制度間の相互利用性の円滑化のために努めることを約束した。

一方、韓国はこの年次会合で次期議長国に選出され、2013年と2018年以降三回目で商標・デザイン分野の5庁協議体 (TM5/ID5) の実務・中間・年次会合を開催 (2023年) する予定である。

韓国特許庁の商標デザイン審査局長は「今年は商標・デザイン協議体が発足して10年を迎える年であり、これまで韓国は名実ともに商標・デザイン制度をリードする国となった」とし、「特許庁は来年会合の議長国として重い責任を感じ、商標・デザイン規範の国際協力をリードする」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます) により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム